

石狩市市民生活便利帖動画版サイト 平成23年9月1日オープンしました

■石狩市市民生活便利帖動画版とは？

平成23年4月に市内全域に光回線が通ったことにより市民生活に役立つ情報を「食べる・遊ぶ・知る・観る」の4つカテゴリーに分け動画で分かりやすく提供するサイトです

■どうしたら見られるの？

★パソコン・スマートフォンからアクセス！★

■検索方法は？

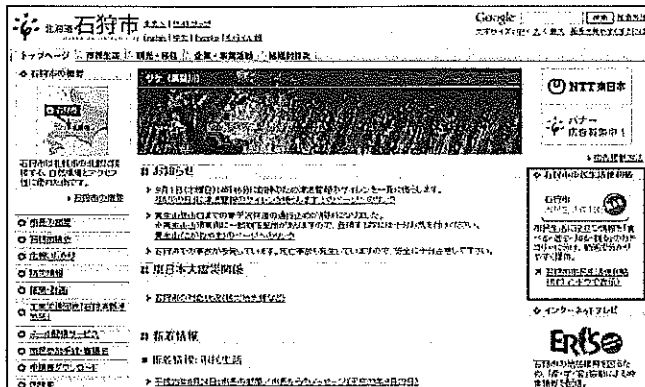
●URLを入力

<http://benriji-eris.tv/>

●検索エンジンで「石狩市便利帖」で検索



●石狩市ホームページのトップ画面から



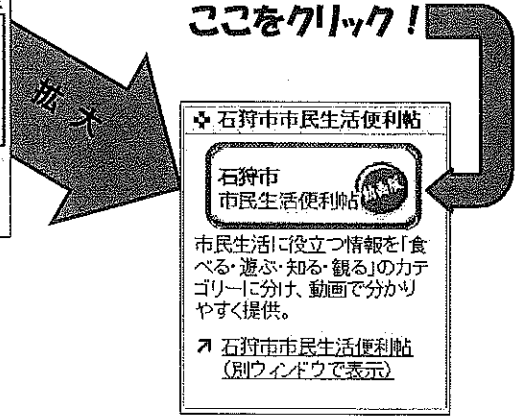
制作協力のえりすいしかりネットテレビは

石狩市の元気をインターネットで発信する地域メディア局です

●石狩市便利帖トップページ



ここをクリック！



□ 問合せ 石狩市 市長政策室
0133-72-3644

「石狩市過疎地域自立促進市町村計画」について

■ 過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）の沿革

「過疎地域対策緊急措置法」として昭和45年に10年間の時限立法でスタート。これまで法律名を変えながら延長されており、平成22年には、平成22年度～平成27年度の6年間、延長された。

■ 過疎法の概要

〈法の目的〉

人口の著しい減少等により地域社会の活力が低下した地域に、総合的かつ計画的な対策を実施するための特別措置を講じ、地域の自立促進を図る。

〈過疎地域〉

本市では厚田区・浜益区が指定

〈策定事項〉

過疎法で計画への記載事項が定められており、「地域の自立促進の基本的方針に関する事項」のほか、「産業の振興に関する事項」「生活環境の整備に関する事項」「医療の確保に関する事項」「集落の整備に関する事項」などの項目

〈策定手続〉

北海道との協議の上、市議会議決を経て策定

〈優遇措置〉

過疎計画に登載された事業のうち、法令で定める施設整備や将来の地域住民の安全安心の暮らしを確保するための事業（ソフト事業）は、過疎対策事業債の活用が可能

※過疎対策事業債は、基本的に事業費充当率100%であり、起債額の70%が交付税に算入される。

■ 石狩市過疎地域自立促進市町村計画の概要

〈計画期間〉

平成22年度～平成27年度（平成22年策定）

〈計画内容〉

過疎法の記載事項に基づき、「地域の自立促進の基本的方針に関する事項」を柱に、「産業振興に関する事項」などの項目に67事業を計画登載（厚田17事業・浜益27事業・両区23事業）

〈策定手続〉

「石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書（平成17年2月9日）」により、過疎計画に関する事項については地域協議会の審議事項

石狩市過疎地域自立促進市町村計画の変更

変更前	変更後																																												
<p>40 頁～41 頁</p> <p>6 医療の確保</p> <p>(1) 医療の確保の方針 略</p> <p>(7) 現況と問題点 略</p> <p>(4) その対策 略</p> <p>(7) 計画</p>	<p>40 頁～41 頁</p> <p>6 医療の確保</p> <p>(1) 医療の確保の方針 略</p> <p>(7) 現況と問題点 略</p> <p>(4) その対策 略</p> <p>(7) 計画</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">自立促進 施策区分</th> <th style="width: 35%;">事業名 (施設名)</th> <th style="width: 25%;">事業内容</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">5 医療 の確保</td> <td>(1) 診療施設</td> <td>入院患者用ベット購入事業</td> <td>石狩市</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>医療機関送迎車両更新事業</td> <td>石狩市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td>地域医療確保対策事業 安心な地域医療の確保を図るため、国民健康保険診療所の運営や民間医療機関の運営費の一部を補助する。</td> <td>石狩市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療事務システム整備事業 安心な地域医療の確保に必要な国民健康保険診療所の医療事務システムをリースにより整備する。</td> <td>石狩市</td> </tr> </tbody> </table>	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考	5 医療 の確保	(1) 診療施設	入院患者用ベット購入事業	石狩市	診療所			その他	医療機関送迎車両更新事業	石狩市		(3) 過疎地域自立促進特別事業	地域医療確保対策事業 安心な地域医療の確保を図るため、国民健康保険診療所の運営や民間医療機関の運営費の一部を補助する。	石狩市			医療事務システム整備事業 安心な地域医療の確保に必要な国民健康保険診療所の医療事務システムをリースにより整備する。	石狩市	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">自立促進 施策区分</th> <th style="width: 35%;">事業名 (施設名)</th> <th style="width: 25%;">事業内容</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">5 医療 の確保</td> <td>(1) 診療施設</td> <td>入院患者用ベット購入事業</td> <td>石狩市</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>医療機関送迎車両更新事業</td> <td>石狩市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td>地域医療確保対策事業 安心な地域医療の確保を図るため、国民健康保険診療所の運営や民間医療機関の運営費の一部を補助する。</td> <td>石狩市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療事務システム整備事業 安心な地域医療の確保に必要な国民健康保険診療所の医療事務システムをリースにより整備する。</td> <td>石狩市</td> </tr> </tbody> </table>	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考	5 医療 の確保	(1) 診療施設	入院患者用ベット購入事業	石狩市	診療所			その他	医療機関送迎車両更新事業	石狩市		(3) 過疎地域自立促進特別事業	地域医療確保対策事業 安心な地域医療の確保を図るため、国民健康保険診療所の運営や民間医療機関の運営費の一部を補助する。	石狩市			医療事務システム整備事業 安心な地域医療の確保に必要な国民健康保険診療所の医療事務システムをリースにより整備する。	石狩市
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考																																										
5 医療 の確保	(1) 診療施設	入院患者用ベット購入事業	石狩市																																										
	診療所																																												
	その他	医療機関送迎車両更新事業	石狩市																																										
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	地域医療確保対策事業 安心な地域医療の確保を図るため、国民健康保険診療所の運営や民間医療機関の運営費の一部を補助する。	石狩市																																										
		医療事務システム整備事業 安心な地域医療の確保に必要な国民健康保険診療所の医療事務システムをリースにより整備する。	石狩市																																										
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	備考																																										
5 医療 の確保	(1) 診療施設	入院患者用ベット購入事業	石狩市																																										
	診療所																																												
	その他	医療機関送迎車両更新事業	石狩市																																										
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	地域医療確保対策事業 安心な地域医療の確保を図るため、国民健康保険診療所の運営や民間医療機関の運営費の一部を補助する。	石狩市																																										
		医療事務システム整備事業 安心な地域医療の確保に必要な国民健康保険診療所の医療事務システムをリースにより整備する。	石狩市																																										

地域自治区のイメージ (旧 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5)

○「地域自治」の選択肢 ~ ①地域協議会 ②合併特別区 ③地域審議会 ④設置しない

合併協議会により決定



『地域自治区』

=

『地域協議会』

+

『厚田支所』

○「地域自治区」の設置

・地方自治法

~ 全エリアに設置、期限の定めなし

・旧 市町村の合併の特例に関する法律

~ 一部エリア(旧市町村単位)に設置可能

一定期間 → 10年(合併協議会により決定)

※『新市建設計画』に合わせている。(地方交付税・地方債の特例 10年)

【合併協議会からの“附帯意見”】

『合併の特例による地域自治区の設置期間において、新市全体における地方自治法による地域自治区の設置を検討されるよう期待する。』

※1 厚田・浜益に置かれた地域自治区は、先駆的なモデル的なもの

※2 地方自治法による市全体で実施するための 検証期間



市全域での実施を目指し検証をする。

地域自治区

- ・合併前の厚田村、浜益村の区域に設置
- ・設置期間は10年(H17.10~H27.9)
- ・行政組織と位置付けられている

★地域自治区の理念 ~ 住民自治の推進 ⇒ “補完性の原則” に基づく市民の意志を反映した地域経営や特色のある地域事務 『市民と行政の協働』

★行政依存型 から 提案型 へ ⇒ 住民の『創意』と『責任』

地域協議会

- ・地域の意見を地域づくりに反映させる重要な組織
- ・地域自治区の議会ではなく、地域づくりのための審議会的な組織

- ① 15名以内の委員をもって組織(団体推薦者・識見者・公募)
- ② 会長及び副会長を1人置く
- ③ 地域協議会の権限(地方自治法202条の7)
諮問されたもの又は必要と認められるものを審議し、市長等に意見を述べる事ができる
 - (1) 地域自治区所管事務
 - (2) 市町村が処理する地域自治区内に係る事務
 - (3) 地域自治区内の住民等の連携強化
- ④ 意見聴取事項(協議書第6条)
 - (1) 新市建設計画
 - (2) 過疎地域自立促進計画
 - (3) 地域振興のための基金の活用

【具体的な役割】

- I. 地域住民の意見・アイデアを聞き取り、情報を共有する。
- II. 住民と行政との協働による可能性を探る。
- III. IとIIを合わせて、責任ある地域経営と特色ある地域づくりを目指す。

【委員としての役割】

地域住民の夢や想いの実現に向けたお手伝い・サポートをすること

【基本的な考え方】

- I. 住民の意思を反映した特色ある地域づくり
- II. 住民自ら考え実践する仕組みづくり
- III. 地域活動をつなげ、広げる取り組みの展開

事務所

- ・コーディネーター、プロデューサー役
(住民の地域づくりへの熱い思いを実現させるべく“お手伝いさん役”)

【支所の役割】

- I. 地域住民の意思を反映した効果的な行政を行う。
- II. 地域協議会の意見を正確に本庁に伝達する。
- III. 地域協議会と一体となって協働で地域づくりを推進していく。

●住民自治とは・・・

地方公共団体の事務(行政)を住民の意思に基づき行うこと。

●補完性の原則

個人が自ら実現できることは個人が行い、個人ができないことを地域住民等(住民・町内会・NPO・コミュニティ組織など)といった小さな単位が行う。さらに小さな単位で不可能なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくこと。

市長

委員の選任

諮問

意見

連携

協働

住民
・
町内会
・
NPO
・
コミュニティ組織

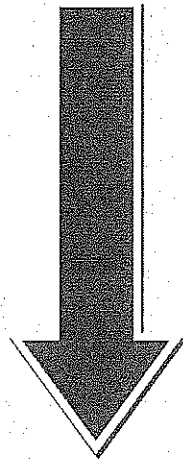
「地域自治区の今後のあり方」検証の流れ

STEP 1

第10回厚田区地域協議会（H24.1.25）

「地域自治区 今後のあり方」を検討するため、次の2点を確認する

- ① 検討にあたり今後の流れ（スケジュール）について 確認
- ② 地域自治区「制度」について “おさらい”（再確認）



【資料事前配布】 2月上旬

これまで6年間の動きを総体的に検証すると同時に、今後の姿を導き出すための資料を提示（配布）

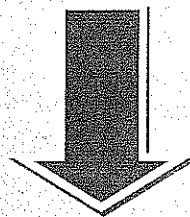
【資料の内容】

- ①地域振興事業・基金活用
- ②地域協議会
- ③支 所

STEP 2

第11回厚田区地域協議会（H24.2下旬）

事前配布した資料を参考として、地域自治区本来の姿と照らし合わせ、これまでの動きの「達成点」「未熟点」「改善点」を洗い出す。



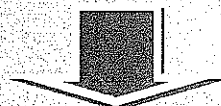
【資料事前配布】 3月中旬

“STEP 2”で洗い出された意見を取りまとめ、厚田区地域協議会として検証（案）を示す

STEP 3

第12回厚田区地域協議会（H24.3下旬）

検証（案）を全体で確認、厚田区地域協議会としての6年間をまとめ示す。

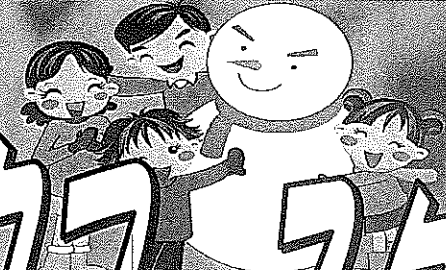


STEP 4

平成24年度以降の厚田区地域協議会

6年間の検証と全国の様々な取り組み等をもとに、今後の地域自治区のあり方について検討

厚田区ウィンターレクフェスタ



優勝ならって!

ビンゴ・ゲームなど

楽しいイベント!

スキー回転そり競技

スキー回転競技

○厚田区内小学生、中学生の参加者は各学校で集約します。

○幼児、一般の方は当日受付します。

○競技は1人1本のタイムです。

そり競技

○中学生以上参加でき、そりはチューブで滑ります。

○申込みは当日受付をします。

おおきい雪の滑り台 スノーボードで



進むスペースも!

豚汁・豚串・ホットドリンク

ご利用ください!



屋台コーナー

雪像コンテスト



豪華賞品ゲット!

参加チーム大募集!

作成日は2月4日、5日、11日の3日間

申込みは1月27日まで。詳しくは事務局へ!

とき 2012年 2月12日 (日) 9:30~14:00

ところ 厚田公園 (旧スキー場)

注 通路規制により9時30分から14時まで入場のみ一方通行となり、駐車場の車は出ることができませんので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ: 事務局 栗谷 (090-2071-0034)

主催: 厚田区自治体育振興会 共催: 石狩市・石狩市教育委員会 協賛: 北海道新聞厚田笹川販売店 協力: 石狩ウォーターパトロール